

新旧対照表

改正後

改正前

事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）

（付表）事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書

(平成 年分) 氏名 _____

供 用 産 区 備 分 の 明 細	資 種 類	①			
	設 備 の 名 称	②			
	産 賃 借 年 月 日	③	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	④		月	月
	区 対 象 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	対 象 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .
	分 対 象 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (⑥-⑤)	⑦		月	月
	税 度 額 租 基 準 除 当 限 額	⑧		円	円
	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑧		円	円
	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑧		円	円
基 準 リ ー ス 料 (⑧× $\frac{60}{100}$)	⑨				
リ ー ス 税 額 控 除 限 度 額 (⑨× $\frac{7}{100}$)	⑩	㉑	㉒		
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 の 計 算	供 用 年 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (前年分の本表の②)	⑪			
	④ 又は (④ + ⑩)	⑫		⑩の㉑	⑩の㉑+⑫
	⑪ - ⑫ (赤字のときは0)	⑬			
	供 用 年 リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (⑩と⑬のいずれか少ない方の金額)	⑭			
	供 用 止 設 備 に 係 る 繰 越 リ ー ス 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (⑩-⑭)の計	⑮			
	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (本表の③)	⑯			
	供 用 年 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前年分の本表の②)	⑰			
	⑯のうち、リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額 (⑯-⑰) (赤字のときは0)	⑱			
	⑱と⑲のいずれか少ない方の金額	⑳			
	同上のうち、指定事業の用に供しなくなった期間に対応する金額 (⑱× $\frac{④-⑦}{④}$)	㉑			
供 用 年 の リ ー ス 分 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前年分の本表の②)	㉒				
㉒ - ⑳ (赤字のときは0)	㉓				
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (㉓+㉔)	㉔				

(平成 年分) 氏名 _____

供 用 産 区 備 分 の 明 細	資 種 類	①			
	設 備 の 名 称	②			
	産 賃 借 年 月 日	③
	リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	④		月	月
	区 対 象 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤
	対 象 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	⑥
	分 対 象 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (⑥-⑤)	⑦		月	月
	税 度 額 租 基 準 除 当 限 額	⑧		円	円
	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑧		円	円
	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑧		円	円
基 準 リ ー ス 料 (⑧× $\frac{60}{100}$)	⑨				
リ ー ス 税 額 控 除 限 度 額 (⑨× $\frac{7}{100}$)	⑩	㉑	㉒		
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 の 計 算	供 用 年 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (前年分の本表の②)	⑪			
	④ 又は (④ + ⑩)	⑫		⑩の㉑	⑩の㉑+⑫
	⑪ - ⑫ (赤字のときは0)	⑬			
	供 用 年 リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (⑩と⑬のいずれか少ない方の金額)	⑭			
	供 用 止 設 備 に 係 る 繰 越 リ ー ス 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (⑩-⑭)の計	⑮			
	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (本表の③)	⑯			
	供 用 年 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前年分の本表の②)	⑰			
	⑯のうち、リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額 (⑯-⑰) (赤字のときは0)	⑱			
	⑱と⑲のいずれか少ない方の金額	⑳			
	同上のうち、対象事業の用に供しなくなった期間に対応する金額 (⑱× $\frac{④-⑦}{④}$)	㉑			
供 用 年 の リ ー ス 分 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前年分の本表の②)	㉒				
㉒ - ⑳ (赤字のときは0)	㉓				
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (㉓+㉔)	㉔				

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の 計算上控除される金額に関する明細書（付表）</p> <p>この明細書は、青色申告者がその年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業化設備等を、その年の対象事業の用に供しなくなった場合に、平成15年改正前の租税特別措置法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「事業化設備等を取付した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の4（この制度は、平成15年3月31日をもって廃止されました。）</p>	<p style="text-align: center;">（付表）事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額 の計算上控除される金額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者がその年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業化設備等を、その年の対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「事業化設備等を取付した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の4</p>